

町が発注する建設工事の主任技術者等の取扱いについて

平成27年4月1日

長泉町企画財政課

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条により建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者について、下記のとおり取り扱う。

記

1 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事について

令第27条第2項において「同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」とされていることについて、町の運用は次のとおりとする。

なお、監理技術者には適用されないこと、並びに、対象工事には民間発注者の工事も含まれることに留意すること。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所又は町内において同一の建設業者が施工する場合には該当と判断する。

なお、施工にあたり相互に調整する工事には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分で同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。

- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件とする。
- (3) (1) 及び(2) の適用にあたっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることに鑑み、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏がない場合のみとする。

なお、低入札価格調査制度の対象となる案件で調査基準価格を下回る入札を行った場合は、この措置の対象とはしない。

- (4) 手続き

主任技術者を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、契約時に主任技術者兼任届出書を企画財政課に提出することとする。

2 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次に掲げる期間については、発注者と受注者の間で設計図書若しくは打ち合わせ記録等の書面により明確になっている場合に限り、工事現場への専任は要さないものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

3 営業所における専任の主任技術者が管理することができる建設工事について

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度の工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡がとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。）となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

4 適用期間

平成27年4月1日以降に請負契約を締結する工事から適用する。